

いじめ防止基本方針

令和7年10月

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考え方のもと、すべての教職員が「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止の基本姿勢は以下の5点である。

- ① 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ② いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくりを推進し、未然防止に努める。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証すると共に、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

- ① 課題(めあて)・まとめ・振り返りを明確にした学習活動
- ② 「わかる」「できる」を保障する授業づくり
- ③ 学習ルールの確立
- ④ 学び合う学習集団づくり

(2) 温かい人間関係づくり

- ① 学級集団づくり ○Q Uアンケートの実施・分析・活用 ○スリンプルプログラムの実施
- ② 仲間づくり ○縦割り班活動
- ③ 地域の「ひと・もの・こと」を生かした体験学習

④ 「いいところみつけ」

(3) 人権・同和教育、道徳教育の推進

- ① 気持ちのよいあいさつ・言葉遣い、履き物をそろえる
- ② 考え、議論する道徳の授業づくり
- ③ 人権週間での取組 ○人権集会の開催 ○人権標語づくり等

(4) インターネットを通して行われるいじめへの対策

- ① 道徳、社会科、特別活動の時間にデジタルシティズンシップについて指導する。
- ② 児童生徒及び保護者に対して研修会などの啓発活動を行う。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 授業公開・研修会・保護者会等の開催，学校・学級だよりやホームページ等による広報活動による情報提供及び啓発を行う
- ② 保護者や地域の方と互いに話しやすい関係づくりに努める

3 いじめの早期発見

(1) 日常の観察と情報交換

- ① 朝・帰りの会，授業中等の観察 ○健康観察
- ② 休み時間・昼休み・放課後等の児童の様子に気を配る
- ③ 日記や連絡帳の活用 ○気になる内容については報告し，迅速に対応する
- ④ 日常生活の中での教職員の声かけ，児童から気軽に相談できる関係づくり
- ⑤ 相談窓口の設置と周知
- ⑥ 気づいたこと，気に掛かることは随時情報交換する ○報告・連絡・相談
- ⑦ 関係職員での情報交換，職員会議での児童に関する情報交換

(2) 定期的な面談や調査

- ① 定期的に実施する月ごとの学校生活アンケートの実施と教育相談週間（学期ごとに，2学期は児童が希望する教職員と行う）
- ② 定期的に実施する月ごとの学校生活アンケートによるいじめ実態調査の実施
- ③ Q Uアンケートの実施と分析、活用

4 発見したいじめへの迅速で組織的な対応

- ◎ いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は，速やかに「いじめ対策委員会」において協議する ○実態把握の方法 ○保護者連絡 ○役割分担等

(1) 正確な実態把握

- ① 当事者双方，周りの児童から，個々に聞き取り，記録する
- ② 関係教職員との情報を共有し，事案を正確に把握する ○時系列にまとめる
- (2) 指導体制・方針の決定
 - ① 指導の方針を決定し，教職員全体の共通理解を図る
 - ② 対応する教職員の役割分担をする
 - ③ 教育委員会，PTA，関係機関との連絡調整を行う
 - ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する
- (3) 児童への指導・支援
 - ① 被害児童に対して
 - ② 加害児童に対して
 - いじめを行った児童への指導にあたっては，必要に応じて，出席停止や懲戒，警察との連携による措置も含め，毅然とした対応を行う
 - ③ 周りの児童に対して
 - ④ 障がいのある児童，性的指向・性自認に係る児童，その他特別に配慮を必要とする児童に対しては，より丁寧に状況を聞き，正しい状況を把握する。必要に応じて，保護者と連絡を取りながら，周りの児童への理解教育を進める。
- (4) 保護者との連携
 - ① 被害児童保護者・加害児童保護者それぞれの思いを受け止めると共に，事実や学校の対応について丁寧に説明する
 - ② 必要に応じて保護者会を実施し，事実や学校の対応について説明し，連携を深める
- (5) いじめ解消についての定義・解釈
 - ① いじめの行為が止んでいる
 - ② 被害者が心身の苦痛を感じていない
- (6) 事後措置
 - ① 児童及び保護者に対して，継続的な指導・支援を行う
 - ② カウンセラー等を活用し，児童の心のケアを図る
 - ③ いじめ再発防止のために，これまでの取組の再検討・改善を図る
- (7) いじめ事案発生対応マニュアル【別紙】

5 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。」「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当

期間学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがあると認められたとき。」の場合を指す。（相当期間は、３０日を目安とする。）例えば、

- 児童が、自殺を企画した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が生じたものとして、対応する。

6 被害者・保護者に対する調査方針の説明

調査実施前に、被害児童・保護者に対して次の事項について説明する。説明を行う主体は、市教委や学校が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に判断する。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査事項
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

7 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の構成

・校長，教頭，生徒指導主任，人権・同和教育主任，養護教諭，（いじめ発生時には該当学級担任）

(2) いじめ対策委員会を定期的に開催し，いじめ発生時には臨時に開催し，迅速に対応する

(3) いじめ防止のための取組の計画・実施・反省・改善を行う